

諮問日：平成27年10月19日（平成27年度（最情）諮問第5号）

答申日：平成28年4月14日（平成28年度（最情）答申第1号）

件名：J・NETポータルに掲載されている特定期間の最高裁判所判決及び決定のうち、最高裁判所ホームページに掲載されていないものの一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「Jネットポータルに掲載されている、平成17年から平成25年までに言渡しがあった最高裁の判決及び決定のうち、最高裁HPに掲載されていないもの（民事事件に限る。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、平成24年6月29日判決に係る「判決全文」と題する書面（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、これを開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年8月21日付けでその一部を開示する旨の原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

なお、最高裁判所事務総長は、本件に係る諮問の日である同年10月19日、苦情申出人に対し、本件開示文書のうち上記判断において不開示とした部分について、全部開示する旨の通知をした。したがって、本件における苦情の対象は、本件開示申出文書に該当する書面として、本件開示文書以外の文書が存在するか否かである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 最高裁判所裁判部書記官室が作成した文書には、最高裁判所平成25年7月12日第二小法廷判決がJ・NETポータルに掲載されていることが記載されているが、当該判決は、裁判所ホームページには掲載されていないから、同判決は、本件開示申出文書であったにもかかわらず開示されていない。したがって、本件開示文書が本件開示申出文書の全部であるとはいえない。
- 2 最高裁判所事務総長は、裁判所ホームページに掲載されていないものについては、掲載から6か月を経過した後にJ・NETポータルから削除すると説明しているが、原判断において、平成24年6月29日の判決に係る文書が平成27年8月21日時点で開示されたことからすれば、上記説明は信用できない。
- 3 最高裁判所事務総長の説明によれば、J・NETポータルには破棄判決及び破棄決定（以下「破棄判決等」という。）の全てが掲載されており、原判断の日である平成27年8月21日時点で平成24年6月29日判決が掲載されていたというのであるから、裁判所ホームページに掲載されている破棄判決等の数と最高裁判所調査官が判例時報に投稿している「最高裁民事破棄判決等の実情」（以下「破棄判決等の実情」という。）に掲載されている破棄判決等の数からすると、少なくとも平成25年分の破棄判決16件及び破棄決定2件は、原判断の時点でJ・NETポータルに掲載されていたといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書等によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書に該当するものとして、本件開示文書を特定し、これを開示したが、当該判断は妥当である。

2 理由

破棄判決等（全件）の写しについては、従前は、紙に印刷したものを高等裁判所に参考送付してきたが、平成25年4月1日以降は、紙での送付に代えて、破棄判決等（全件）をJ・NETポータルに掲載することとし、そのうち、裁

判所ホームページに掲載しない破棄判決等については、J・NETポータルへの掲載期間を6か月とした。苦情申出人が指摘する平成25年7月12日第二小法廷判決は、裁判所ホームページには掲載されない判決であることから、上記取扱いに従い、掲載から6か月が経過した平成26年2月3日に削除したものである。

また、本件開示申出がされた平成27年7月24日の時点で、J・NETポータル上には、開示申出の対象となる判決は、本件開示文書に係るもの以外には存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成27年10月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月11日 審議
- ④ 平成28年1月13日 最高裁判所事務総長から意見書を收受
- ⑤ 同月19日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ⑥ 同年2月5日 審議
- ⑦ 同月24日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書及び資料を收受
- ⑧ 同年3月7日 審議
- ⑨ 同年4月11日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出たのに対し、最高裁判所事務総長が、本件開示文書を対象文書として特定してその一部を開示したところ、苦情申出人が、本件開示文書の不開示部分は不開示情報に相当せず、また、本件開示文書以外にも本件開示申出文書

に該当する文書が存在すると主張して苦情申出をしたものである。これに対し、最高裁判所事務総長は、本件開示文書のうち、不開示とした部分については開示することとして、本件諮問と同時に開示する一方、本件開示文書以外には本件開示申出文書に該当する文書は存在せず、本件開示申出文書の特定に係る原判断は妥当であるとするから、以下、本件開示文書以外の本件開示申出文書の保有の有無について検討する。

2 最高裁判所事務総長は、最高裁判所の破棄判決等については、平成25年4月1日以降は、全件をJ・NETポータルに掲載するが、そのうち、裁判所ホームページに掲載しないものについては、掲載から6か月を経過した後にJ・NETポータルから削除する取扱いとしている旨説明するところ、最高裁判所事務総長から提出された資料を見分した結果によれば、裁判所ホームページに掲載しない破棄判決等については、その掲載期間は6か月とする取扱いがされていることが認められる。

そして、最高裁判所事務総長から提出された資料を見分した結果によれば、J・NETポータルには、裁判所ホームページに掲載されていない破棄判決等は、開示申出の対象となっていて削除できないもの（ただし、本件開示申出の対象外である。）を除き、6か月を超えて掲載されているものはないことが認められる。

さらに、最高裁判所事務総長の説明によれば、J・NETポータルに掲載されるが、裁判所ホームページには掲載されないものとして、少数ではあるが、破棄判決等以外の判決及び決定（棄却判決、棄却決定等）があるとのことであるが、当委員会庶務を通じて調査したところによれば、そのようなもので、6か月を超えてJ・NETポータルに掲載されているものはないことが確認できた。

以上によれば、裁判所ホームページに掲載せず、J・NETポータルにのみ掲載する判決及び決定については、上記のとおり、掲載期間を6か月として、

その経過後に削除されているものと認められる。

そうすると、本件開示申出がされた平成27年7月24日の時点で、本件開示文書以外に本件開示申出文書が存在しなかったとする最高裁判所事務総長の説明は、合理的である。

- 3 これに対し、苦情申出人は、破棄判決等の実情に掲載されている破棄判決等の数からすると、少なくとも平成25年分の破棄判決等の合計18件は、原判断の時点でJ・NETポータルに掲載されていた旨主張する。しかし、上記2のとおり、平成25年4月1日以降は、J・NETポータルにのみ掲載されている破棄判決等は、その掲載期間を6か月とする取扱いがされており、現在においては、裁判所ホームページに掲載されていないもので、掲載から6か月を経過してJ・NETポータルに掲載されている判決及び決定は存在しないことからすると、開示申出の時点においても、本件開示申出文書に該当する平成25年分の破棄判決等は存在しなかったと推認されるのであって、他にこれが存在したことを認めるに足りる事情はない。
- 4 以上のとおりであるから、本件開示申出文書が本件開示文書以外に存在しないものとした原判断については、最高裁判所において、本件開示文書以外の本件開示申出文書を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人